

最終更新日：2010年3月31日

新華ファイナンス・リミテッド

(Xinhua Finance Limited)

最高経営責任者 ジェイ・リー
(東証マザーズ、コード番号：9399)

問合せ先 (国外) IR マネージャー
クリストファー・チャン

電話番号 中国 +86-21-3865-4506

問合せ先 (国内) 新華ファイナンスジャパン

米盛 圭太

電話番号 03-5403-4832

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、 企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、株主、従業員、及び会社の利益のために、コーポレートガバナンス、情報開示、及び透明性の向上を実現することに注力しております。

経営陣を客観的に監督するために、取締役会には複数の社外取締役が含まれています。現在、取締役会は5名の取締役で構成されていますが、うち3名は社外取締役です。取締役会の議長は社外取締役が務めています。当社の監査委員会及び報酬委員会はいずれも社外取締役のみで構成されています。各年次の株主総会では、その時点における三分の一の取締役(5年ごとにかかる対象となる取締役会議長又は最高経営責任者を除く)が順に退任するものとします。

当社は、TDNet (適時情報開示サービス)、株主、及び投資家に適時な情報開示をすることで高い透明性を維持します。当社が実施する情報開示の内容としては、有価証券報告書及び四半期報告書、ならびにプレスリリースなどであり、すべて当社のウェブサイトで公開されます。

また、当社はインサイダー・トレーディング・ポリシー (Insider Trading Policy) を策定し、当社及び子会社の従業員が当社株式の取引に当たって遵守すべき日本の金融商品取引法及び関連するルールで定められた内容を認識させ、特に会社事業に関する内部情報を知

りえる経営陣向けにその基本的なルールを定め、またプロフェッショナルとしての責任の認識を確立することで社員及び役員のインサイダー取引を防止します。

■ 2. 資本構成

【大株主の状況】(2009年12月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ラック・ウイング・グループ・リミテッド	198,430	13.11%
HSBC BROKING SECURITIES (ASIA) LIMITED CUST. SEG. AC	193,722	12.80%
NIS グループ株式会社	114,717.015	7.58%
ピクテアンドシエ 828060 常任代理人：三井住友銀行	68,074	4.50%
ノムラ・シンガポール 常任代理人：野村證券	51,243	3.40%
BBH (LUX) FOR GENESIS SMALLER COMPANIES 常任代理人：三菱東京UFJ銀行	31,539	2.08%
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー	30,265	2.00%
ミヤタ カズノリ	28,938	1.91%
UBS ファイナンシャル・サービス Special Custody Account for EBOC	17,079	1.13%
リーマン・ブラザーズ・インク 常任代理人：みずほ	13,500	0.89%

■ 3. 企業属性(2010年3月31日現在)

上場区分及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信
(連結)従業員数	100人以上 500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上 50社未満

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。

取締役及び経営幹部の所有株式数は以下の通りです。

①取締役の所有株式数（2010年3月31日現在）

役職名	氏名	所有株式数（株）
取締役会議長兼社外取締役兼監査・報酬委員会議長	ウー・ジー・グアン (WU Ji Guang)	300
最高経営責任者兼投資委員会委員	ジェイ・ヤング・リー (Jae Young LIE)	15,178
取締役兼投資委員会委員	アロイシウス・ティー・ローン (Aloysius T. Lawn)	1,500
社外取締役兼報酬委員会委員	ジニー・ムータフ (Jeanne MURTAUGH)	150
社外取締役兼監査委員会委員	チェン・シャオルー (CHEN Xiao Lu)	150
	株式数合計	17,278

②経営幹部の所有株式数（2010年3月31日現在）

役職名	氏名	所有株式数（株）
最高財務責任者	シウフン・ワン・リウ (Siuhung WANG-LIU)	0
	株式数合計	0

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織

その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

- ①取締役会の議長： 最高経営責任者
②取締役の人数： 5名

【社外取締役に関する事項】

- 社外取締役の人数： 3名

会社との関係

ウー・ジー・グアン
(WU Ji Guang)

ウー・ジー・グアン氏は現在、新華ニュース・エージェンシー (Xinhua News Agency) の完全子会社である、投資会社のチャイナ・メディア・ディベロップメント・シェンチェン・インコーポレーション (China Media Development Shenzhen Incorporation) のプレジデントを務めています。また、ウー氏はチャイナ・メディア社のシェンチェン・テリング・テレコム・ディベロップメント (Shenzhen Telling Telecom Development Co.)、ジャンシー・ガンナン・フルーツ (Jiangxi Gannan Fruit Co.) 及びシェンチェン・インフォメーション・カルチャー・センター (Shenzhen Information and Culture Centre Co.) 等の子会社の社長を務めています。

ウー氏は、当社と特段重要な関係を有しておりません。同氏は、中国市場に関する卓越した知識及び確実なビジネス運営の経歴を持ち、当社の継続的かつ着実な成長において重要な役割を果たしています。

ウー氏は、2009年12月30日付で、当社監査・報酬委員会の議長に任命されました。

チェン・シャオルー
(CHEN Xiao Lu)

チェン・シャオルー氏はスタンダード・インターナショナル・インベストメント・コンサルタンシー社 (Standard International Investment Consultancy Co., Ltd.) の取締役及びボセラ・ファンド (Bosera Funds) の社外取

締役です。同氏は、当社と特段重要な関係を有していません。同氏は、中国政府及び実業界と良好な関係を有しています。チェン氏は中国における潜在的なビジネスの機会の促進、及び健全かつ効率的な経営の強化に貢献しています。同氏は、当社の監査委員会委員です。

ジニー・ムータフ
(Jeanne MURTAUGH)

ジニー・ムータフ氏は当社以外の取締役を務めています。同氏は、当社と特段重要な関係を有していません。同氏は複数の世界的企業において広範な投資銀行業務の経験を有しています。

ムータフ氏は、健全かつ効率的な経営の強化に貢献しています。同氏は当社の報酬委員会の委員です。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
報酬委員会	2	0	2	社外取締役
監査委員会	2	0	2	社外取締役
投資委員会	2	2	0	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数： 1名 (最高財務責任者)

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無： あり

・当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査人による監査結果の報告及びその改善提案は、監査委員会に直接提出されます。内部監査人によるレビュー内容は、監査委員会及び外部監査人に提出される以前に、当社経営陣及び取締役による影響を受けたり、レビューに供されたりすることはありません。

・監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、当社財務報告書の内容のレビュー及び助言やコメントの提供を、報告書に関して責任を負う当社の経営陣に対して行うことができます。監査委員会は、当社の財務報告書を有価証券報告書に掲載することができるかについての助言も含めた内容について

のレポートを当社取締役会に対して提出します。外部監査人は、当社が監査を行った財務報告書の内容について、日本の一般に公正と認められた監査基準及び国際監査基準（以下「IAS」といいます。）に従って監査を行い、その適合性に関する意見表明を行います。

・監査委員会と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門は、監査委員会に直接報告義務のある1名の内部監査人で構成されております。内部監査人による監査手続きが完了するたびに、監査委員会に対して監査報告書が提出され、委員会はそれに対して検証及びコメントの提供を行います。外部監査人が当社の既存の統制状況について外部監査人が疑問を持った場合は、外部監査人は直接内部監査人とコンタクトをとることができます。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

補足説明

当社は従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）を策定しており、これは当社の報酬委員会において管理されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役／社外取締役／執行役／従業員／子会社の取締役、執行役、監査役／子会社の従業員／その他
-----------------	---

補足説明

当社の従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）の対象は、従業員、取締役等、コンサルタントやアドバイザーその他取締役会において決定される者が対象となっております。

割当価額又はオプション価額（場合に応じます。）は当社の報酬委員会において決定されますが、価額は額面価額を下回ることはできません。2008年度及び2009年度に当社グループの従業員に付与された年次のストックオプションは、行使に際して払込を要する金額は、それぞれの年の12月31日にいたる90日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均価格となっております。付与可能株式数は増減しますが、増枠授権資本の20%を超えることができません。この増枠授権資本とは、当社の潜在株発行後株式総数を意味します。

【取締役・執行役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書／決算短信
取締役報酬の開示状況	全取締役の総額を開示

執行役報酬の開示状況	全執行役を含めた全従業員の給与の総額を開示
------------	-----------------------

【社外取締役のサポート体制】

会社及び子会社の重要な決定事項についての検討及び承認を行う必要に応じて取締役会が開催されます。会議は物理的にひとつの場所で開催されることもありますが、電話会議形式による場合もあります。いずれの場合も、会議の内容は事前にすべての社内及び社外の取締役に対して配布されます。取締役会以外でも、すべての社内及び社外の取締役は電話、ファックス及びEメールによって連絡をとることができる体制になっております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 経営体制

当社の業務は、当社の取締役会により経営され、執行されております。当社の取締役会は、現在5名の取締役で構成されており、そのうち、3名は社外取締役であります。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。取締役会は、各社外取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役（取締役会議長又は最高経営責任者以外）（取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役）が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会議長及び最高経営責任者である取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたる最高経営責任者（CEO）、当社の財務会計業務にあたる最高財務役員（CFO）又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それらを解任することができます。取締役会によって設置される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、当社の非業務執行社外取締役2名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援する

ことにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。

当社は2005年11月17日の取締役会決議により、最高経営責任者及び当社の取締役1名によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は2百万米ドル未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による職務の履行は、常に取締役会によって監視・監督されます。

(2) 監査体制

当社の非業務執行社外取締役2名によって構成される監査委員会が設置されました。監査委員会の目的は、取締役会が(i)当社の四半期、中間及び年次の財務情報、(ii)外部及び内部の監査報告書、並びに(iii)経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して監査を行うことにより、取締役会を支援することにあります。

監査委員会は、当社の社外取締役2名によって構成されます。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- (1) 当社の年次報告書及び財務諸表、半期報告書並びに四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役に提供すること。
- (2) 当社社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- (3) 取締役及び執行役員による職務の履行を監視すること。

また、当社の独立した外部監査人である監査法人トーマツが、当社の監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本の一般に公正と認められた監査基準及びIASに従って外部監査人により監査されます。外部監査人は、日本の一般に公正と認められた監査基準及びIASに従って、かかる財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。

(3) 内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されています(経営上の事項については、内部監査人は当社の最高財務責任者に報告を行います)。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、監査委員会議長の承認を受け、当社経営陣に提出します。内部監査人は、その監査業務及び手続きを(i)計画、(ii)実査、(iii)報告及び(iv)フォローアップの4段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、(i)誠実性、(ii)客観性、(iii)正確性、(iv)分析、(v)丁寧さ及

び(vi) 秘密性の6つの重要な理念を維持することを目標としています。内部監査人は、実査をする際には、(i) 運営上の統制を監視し、(ii) かかる統制がどのように管理されているかを調査し、(iii) 統制状況を証明する原書類を調達する項目を追跡し、(iv) 実査を行った上、(v) 実質性・詳細性のテストを適用するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。外部監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、外部監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

当社グループの経営を効率的に執行し、意思決定を迅速にするため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の少なくとも3週間以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の提示株主総会は2009年5月29日に開催されました。
電磁的方法による議決権の行使	—
その他	当社は、自社のウェブサイト上に株主総会の招集通知及び決議通知を日本語及び英語にて公開しております。

■ 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を実施	なし	当社では、原則として、各四半期業績発表後に当該四半期の業績についての説明を中心とした会社説明会を実施しております。また国内で開催される個人投資家向けのIRイベントにも参加し、株主及び投資家とのコミュニケーションの機会を持っています。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	あり	当社は、財務及び事業に関する報告を四半期ごとにTDnetを通じて開示し、あわせて機関投資家向けに四半期毎の会社説明会を実施しております。別途開催される定時株主総会では、前年度の会社の業績やその他事業の進捗状況の報告及び会社の重要決定事項に対する議決権行使の機会となります。
海外投資家向けに定期的説明会を実施	あり	当社は、主にアジア地域において、海外の投資家との面会を実施しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	当社ウェブサイト株主及び投資家向けの専用ページを設け、財務報告書やその他の資料のほか、最新の会社概要プレゼンテーション、株価情報、

		<p>株式に関する情報、アニュアルレポート、最新ニュースやイベント情報を日本語及び英語で閲覧することができます。また、ウェブサイトから当社 IR 部門に直接連絡することが可能なリンクを設定しております。</p>
IR に関する 部署の設置	あり	<p>当社 IR 部門は、当社 IR 活動の計画、監督、実行に関する責任を持ち、東京及び上海に専門の要員を配して、さまざまな時間帯及び言語に対応できる体制を整えています。また、経営陣、コーポレート・ファイナンス部門と頻繁に連絡を取り、株主及び投資家に対して常に最新の会社情報を提供できる体制を構築しています。</p>

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、一般的な規程（行動規範や従業員ハンドブックなど）及び実務上の規程（営業マニュアルや会計マニュアルなど）の両方に関する会社ポリシーやマニュアルを整備することにより、当社及び子会社の内部統制の確立を図っています。2009年12月期末までに当社に適用されるいわゆる日本版SOX法に関しても、当社は2009年に、社外のプロフェッショナル・コンサルタントを含む特別チームを専従させ、全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。また、同法を遵守し、2009年12月期における財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、当社経営陣及び財務部門は自己評価を行っただけでなく、外部監査人である監査法人トーマツとともに、当社の内部統制ポリシーにつき監査を行うために協力しました。当社の有価証券報告書と同時に提出される内部統制報告書については、監査法人トーマツによる監査証明を受ける予定です。

V その他

■ 1. 買収防衛に関する事項

■ 2. IRに関する活動状況

【添付資料】

参考資料：模式図

